8/22 東新

特報

25条も「解釈改憲」

切り捨てられる「国民の生存権」

参院選などが終わり、安倍政権は介護保険のサービス縮小に本腰を入れ始めた。介護保険だけではない。年金、医療、生活保護、育児など、社会保障全般で「改悪」スケジュールがめじろ押しだ。憲法25条一項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定する。福祉切り捨てはこの条文を空洞化する。解釈改憲が進んでいるのは9条だけではない。

（安藤恭子、佐藤大）

生活保護、高齢者医療 切り下げ対象に

「金銭面からも、母の体調からも、在宅介護の現状は綱渡り。介護保険が使えなくなったら、私が仕事を辞めて介護するしか…」

夫の母（八七）を遠距離介護する介護福祉士の女性（三〇）＝東京都西東京市＝は、高齢者の生活を援助する介護サービス縮小の動きに、ため息をつく。

厚生労働省の審議会部会は、介護認定で軽度に当たる要介護1、2の人を対象とした生活援助の縮小のほか、福祉用具のレンタル料や住宅改修費の援助について、自己負担や縮小の検討を進めている。部会で年内の結論を得て、政府は二〇一七年に法改正、一八年春の実施を目指す方針だ。

安倍政権の下、特別養護老人ホームの入所基準も原則、要介護3以上になった＝昨年11月、東京都葛飾区で

要介護1、2の人は四月末現在で全認定者の37％、約二百三十万人。冒頭の女性の義母もその一人だ。

女性の義母は熊本市で一人暮らし。認知症を患い、要介護1と認定。自分で買い物や洗濯はできず、女性が毎月通うほか、介護保険でホームヘルパーによる週三回の生活援助を受ける。体重は三十三キロで横になる時間も長い。朝食用に買ってもらったパンと牛乳を温めて食べるのが習慣だ。

自費で月約三万円払い、デイサービス施設で入浴介助を受ける。女性は熊本地震の後、義母を東京に移すことも考えたが、混乱による症状悪化を恐れて見送った。「制度を変える先に、生身の人間がいることを想像してほしい」と訴える。

軽度者向けの生活援助の見直しは一五年に閣議決定された「骨太の方針」でも示されたが、与党は参院選の公約で触れなかった。

安倍政権の下で、介護サービス削減や負担増は進んできた。要介護よりも症状が軽い要支援者の訪問・通所介護は一五年から保険対象から外され、特別養護老人ホームの入所者は要介護3以上に原則として限定され、一定の所得がある人の利用者負担は一割から二割に引き上げられた。

要介護1、2の人には認知症も多い。「ヘルパーが自宅を訪れて体調を管理する中で、重度化を抑える役割をしてきた。生活援助が縮小されれば、利用回数や時間が減少する分、目が届かなくなる」。東京都小平市のNPO法人「ACT小平らいふえいど」のホームヘルパー、黒沢桃枝さん（六三）はそう警告する。

「車いすや電動ベッドなど福祉用具は高価で、レンタルは必要。住宅に手すりがなければ、トイレに行けない人もいる。この議論のままでは、在宅で生活できない人が増えるだろう」

一方、政府は三月、高齢者への年金支給額の伸びを物価や賃金の上昇より低く抑えることを柱とした年金制度改革関連法案を国会に提出、審議中だ。黒沢さんは「高齢者の限られた年金から介護保険料を天引きしておきながら、必要とされるサービスは減らす。これほどの大改革にもかかわらず、国民への説明責任を果たしていない」と憤る。

国民の負担増は介護分野だけではない。

医療をめぐっては厚労省が七月、医療分野の審議会部会で「高額療養費制度」の高齢者優遇措置の見直しと、七十五歳以上の窓口負担増の検討を始めた。

高額療養費制度は月々の自己負担額に上限を設け、それを超えた費用は医療保険から払い戻す仕組み。だが、現役世代より上限額が低い七十歳以上の上限の引き上げを検討。七十五歳以上の窓口負担については、一割から二割に引き上げようとしている。

生活保護では改正生活保護法が二三年末に成立している。生保の切り下げのほか、生保の基準額に連動する就学援助、保育料免除などの対象も狭められた。

生活保護問題対策全国会議の小久保哲郎弁護士は「生活保護は社会保障費削減の最初の突破口。五月に再開した審議会部会で、生活保護費がさらに引き下げられる方向への見直しが進んでいる」と懸念する。

所得の低いひとり親家庭などに支給する児童扶養手当については、五月に改正児童扶養手当法が成立、第二子以降の子どもの加算額を最大で月一万円に倍増することなどが決まった。だが、厚労省の試算では改正によるひとり親世帯の相対的貧困率（54・6％、一二年時点）の改善効果はわずか0・9ポイントにとどまる。

ひとり親家庭を支援するNPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子理事長は「ありがたい改正だが、第一子の増額が認められないなど、根本的な問題解決には届いていない」と話す。

こうした社会保障の給付減と国民の負担増は、着々と進められてきた。「社会保障と税の一体改革」に関する自民、公明、民主（当時）の三党合意を受け、一二年に「社会保障制度改革推進法」が成立。同法に基づき、社会保障制度見直しの大まかな工程をまとめた「プログラム法」が翌一三年に成立した。

同改革推進法は、基本的な考え方に「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援」と掲げた。

「公助」より「自助」優先

「自助」が先で「公助」が後に来る表現は、国の役割の後退を示唆。プログラム法も「住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進」と記している。

その結果、住民の窓口となる市町村も、例えば川崎市の「地域包括ケアシステム推進ビジョン」は「時代や地域における『自助』『互助』の持つ意味にあわせ、『共助』『公助』の範囲やあり方を再検討することが重要」としている。

このような国や自治体の姿勢は前述の憲法二五条一項のみならず、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とした同二項ともかけ離れているように見える。

金沢大の井上英夫名誉教授（社会保障法）は「国には社会保障を履行する義務と責任があり、国民はそれを受ける権利がある。ところが現在は、自分のことは自分でやって、ダメなら国が助けるという『社会支援』になってしまった。（安保関連法で）憲法九条は完全に空洞化されたが、憲法二五条もすでに『改憲』されてしまったと認識すべきだ」と指摘する。

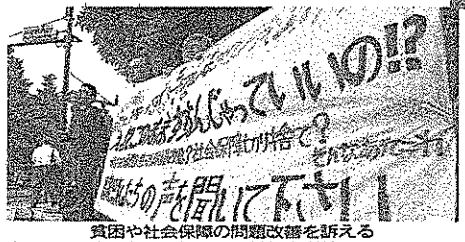

貧困や社会保障の問題改善を訴える人たち＝今年6月、首相官邸前で

政府は常に財政難を社会保障削減の理由とするが、井上氏はこう反論した。

「財政全体の配分についての議論抜きにそう言えるのか。八ツ場ダムにはいくら使うのか。東京五輪にはいくら投入するのか。聖域を設けた『財政難』など理由にならない」